

## 安全保障法制

## 参議院でも

## 強行採決



審議を打ち切り、委員長周辺を与党議員が固め、強行採決

### ○国民理解なき自衛隊

九月十八日、国民の八割が説明不足、三分の二が反対する安全保障法案が参議院で強行採決され、成立してしまいました。自衛隊には大多数の国民が支持する形で任務を遂行して頂くべきです。本来はかつての有事法制のように与野党合意を目指すべきですが、今回の法案では、特に集団的自衛権の行使について合意することは始めから不可能だったわけであり、それでも国民の理解を得る二つの方法があったはずですが、

### ○国民理解を得る二つの方法

第一に、少なくとも国民の過半数が賛成するような説得的な答弁が必要でした。アフガン戦争でドイツ軍は初めて海外に軍隊を出し、比較的安全とされたアフガン北部で治安維持業務を行いました。が、ドイツ兵五十五名が亡くなりました。私は、本法案が通ると、これと同じ業務が可能になるのか質問し、可能となるとの答弁を頂いています。本法案で自衛隊のリスクが高まることはないといった虚偽答弁をするのではなく、リスクは高まるがそれ以上に必要な任

務だという説明に国民が納得するかどうかといった議論が必要だったのではないのでしょうか。憲法との関係

や、この法案が必要な理由など根本的な質問にも答えられず、鴻池参議院特別委員長が「不備な答弁がどうも目立った。謙虚にもう一度耳を傾けてやってもらいたい」と述べたことは、重く受け止めるべきです。

### ○東ね法に合意する気なし

第二に部分合意を目指すべきでした。民主党はこのPKOの治安維持業務追加には反対ですが、内戦後の行政組織の再建といったより安全な一部業務追加は必要との意見をまとめており、PKO法案の改正については修正協議が可能だったかもしれませんが、今回の安保法案は既存の十本の法律改正案を一つの法案に束ねて提出されているため、PKO法部分で仮に合意できたとしても集団的自衛権で合意できなければ全体として反対せざるを得ず、修正合意は成立しません。安倍政権側が修正協議する気があれば、バラバラに法案を提出することができたはず。つまり、はじめから修正合意するつもりなどなく、より広い国民の理解を求める意欲があったのか疑問です。

### ○近くは現実的に守る

民主党は、「近くは現実的に、遠くは抑制的に、人道支援は積極的に」を安全保障法制に関する基本方針としています。我が国領土で最も危険なのは尖閣諸島など離島の防衛ですが、重武装した大量の漁船が押し寄せるなど海上保安庁だけでは守りきれない場合に自衛隊が対応できるようにする「領域警備法案」を民主・維新両党共同で提出、私は提出者を代表して答弁致しました。二〇一二年衆院選の自民党公約において検討することとされたこの法案が、政府側から出てこず、遥か遠くホルムズ海峡で集団的自衛権を行使する法案が強行採決されるのは、安全保障の現実からも、国民理解からも、憲法からも全く乖離した暴挙でありません。

### ○本法案をつぶす二つの方法

本法案は憲法違反であるとの訴訟を起し、最高裁判所で違憲判決が出れば本法案は無効となります。また、来夏の参院選、同日とも言われる次期衆院選で勝つことで、今回の法案をつぶす法案を通すしかありません。

# 2本の法案を提出

## 【中小企業施策】 社会保険料の負担軽減法案



法案提出後の記者会見

九月九日、『正規雇用者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（通称・中小企業社会保険料負担軽減法案）』を衆議院に提出しました。

本法律案の内容は、中小企業が正社員を増やせる環境を整備するため、法施行後五年以内に正社員を増加させた中小企業に助成金を支給するものです。具体的には、新たに正社員を雇い入れた中小企業に対し、その新たに雇い入れた正社員ごとに社会保険料の事業主負担分の二分の一に相当する額

を十年間にわたって助成金として支給することとしています。

提出後の記者会見で私は、「黒字企業にしか恩恵がない所得拡大促進税制などを止めれば財源は確保できる。地方で赤字でも頑張っている中小企業に財源をシフトしていくところに意味がある。『民主党はアンチ・ビジネス』と言われることがあるが、これはビジネスを支援するものだ」と発言をしました。

この法案が提出されることとなったのは、私が地元の経営者の方々とお目にかかった際に「安倍政権が進める施策は大企業や黒字企業が中心だ。法人税減税は大企業、黒字企業にしかメリットがなく、正規雇用を増やせないのは社会保険料の事業主負担が重いため」とのお話を伺ったのがきっかけです。引き続き、地元の皆様の声を伺い、法案を提出し、政策実現を図れるように努めてまいります。

## 早朝から駅前でも投票が可能に

### 公職選挙法改正案提出

九月十六日、「公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」を衆議院に提出しました。

昨年十一月の衆議院倫理選挙特別委員会で、投票の利便を増進し投票率を上げるための方策として私が質問・提言を行った内容が中心となっています。

主な改正点は、  
（１）投票日当日、投票所として指定された小学校が自宅から遠い、足が不自由なので車で行ける場所で投票したいという要望に

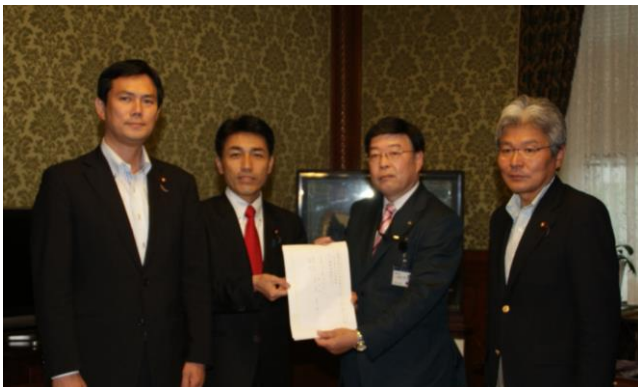
対応できるよう、理由があれば指定された投票所以外で投票を可能とする。

（２）期日前投票については、投票所を駅前やショッピングモールなどに設置することが可能となり、通勤前や帰宅途中の投票できるようにするため、最長で午前五時半から午後十時まで開くことを可能とし、地域の選挙管理委員会が弾力的に運用できる。

（３）現在、投票所に子どもを連れて入ることは事実上認められる場合もあるが、法律上は投票所には選挙人等でなければ入ることができないとされているものを、選挙人が同伴する子どもは一般に入ることができるとの明確化。  
（４）国会議員、知事、市町村長などにしか認められていなかった選挙運動用のビラの活用を自治体議員にもその枠を広げる。

などとなっています。

選挙権年齢が十八歳に引き下げられ、国民の政治への関心が高くなってきた今こそ、投票をしやすくする今回の改正案を一日も早く実現できるよう、取り組んでまいります。



衆議院事務総長へ法案を提出

民主党神奈川第16区総支部

〒243-0017 厚木市栄町 2-4-28-212

TEL. 046-296-2411 FAX . 046-296-4811

平成9年4月25日第3種郵便物認可



民主党プレス民主編集部

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-1

電話 03-3595-9988 メール press@dpi.or.jp  
http://www.dpi.or.jp